主 文本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

本件抗告の要旨は、事件本人A(以下単に事件本人という)の精神状態が、同人を禁治産者としなければならないようなものであるかは疑問である上、相手方(本件申立人)Bは、後見人に選任されたCと共謀して、事件本人の財産を奪取する手段として本件禁治産宣告申立に及んだものであり、そのような申立に基づきなされた禁治産宣告は違法である。仮りに禁治産宣告が止むを得ないとしても、後見人に選任されたCは、事件本人の養子であるとはいえ、これまで事実上事件本人を遺棄し、その財産を奪い取る等の不正行為を重ねているもので、右Cを後見人とすることは、事件本人に不幸を招き、且つ親族間に不和混乱を招くものである。

一方抗告人(事件本人の母の妹のむこ養子)は、過去二〇年間事件本人のため、事実上の後見人(法律上は代理人)として、誠実にその療養、監護、財産の保全等に努めて来たものであるから、抗告人を事件本人の後見人に選任するのが相当である。

る。 ・トヘア百宰判の取消な歩める

よつて原審判の取消を求める、というのである。

しかし原審判の挙示する資料によると、事件本人が心神喪失の常況にあることを優に肯認することができ、原裁判所が事件本人を禁治産者とする旨の宣告をなしたことは相当である。また記録を精査しても本件禁治産宣告申立が抗告人主張のような不正の目的でなされたものとは認め難く、原審判を取消さなければならないような点は見あたらない。

(東音)次に、抗告のは、原裁判所がCを後見人に選任したことに対して、 (東音)次にで、表の高数判所がCを後見人に選任したことに対して、 (東音)ところき判断する。およそ家庭裁判所なができる。 (東古)ところにより、即時抗告のみをすることを審るができ、 (東古)ののよころにより、即時抗告のみをするるができり、のみをするるがののよこののによる。ののようにより、即時抗告のみをするるができり、のようには、 (東古)ののようにより、即時抗告のみをする者ができり、のようにより、のようにより、のは、 (東古)のようには、 (東古)のようには、 (東古)のは、 (東古)

よつて本件抗告は理由がないから、家事審判法第七条、非訟事件手続法第二五条、民事訴訟法第四一四条、第三八四条第一項に従つて、本件抗告を棄却することとし、抗告費用は抗告人に負担させるのを相当と認めて、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 浮田茂男 裁判官 加藤龍雄 裁判官 山本茂)